

神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正素案 について（概要）

このたび、令和 2 年 3 月に修正した本計画について、権限移譲に伴う見直しや前回修正以降の時点修正等を行う。

1 修正の趣旨

令和 7 年 4 月に県内コンビナート地域の高圧ガス保安法の許認可事務の権限を神奈川県から横浜市及び川崎市に移譲することに伴い、権限移譲後のコンビナート地域における災害の予防対策及び応急活動等が適切に機能するよう内容の見直し等検討を行ったため必要な修正を行う。

また、前回の修正以降変更があった事項について、時点修正を行う。

2 計画の概要

本計画は、石油コンビナート等災害防止法第 31 条に基づき、本県の石油コンビナート等防災本部が定める計画で、県内のコンビナート地域における火災・漏洩等の事故や地震・津波等の自然現象により生ずる災害に関し、県、関係市、特定地方行政機関及び関係公共機関並びに特定事業者が一体となり実施すべき事項を定めた総合的かつ基本的な計画である。

本計画は、法により、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている。

（１）構成

- 第 1 編 総則
- 第 2 編 防災組織
- 第 3 編 災害想定
- 第 4 編 災害予防計画
- 第 5 編 災害応急対策計画
- 第 6 編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

（２）修正の経緯

石油コンビナート等災害防止法に基づき、昭和 52 年 9 月に県地域防災計画から分離し計画を策定。

その後、現在までに 13 回の修正を実施。

＜主な修正＞

- H09. 9 阪神淡路大震災の教訓を反映した修正
- H19. 3 H18. 3 のアセスメント調査結果を踏まえ全面修正
- H16. 4 十勝沖地震のタンクの全面火災の教訓を反映した修正
- H24. 4 東日本大震災での石油コンビナートの被害等を踏まえ、津波浸水対策を新たに追加し、耐震・液状化対策等を充実・強化

- H28. 3 東日本大震災で得た知見を踏まえ、防災アセスメント調査を実施し、その結果を反映した修正
- R 2. 3 東海地震から南海トラフ地震の対策に転換することとなり、平成 31 年 3 月に内閣府よりガイドラインが公表されたことを踏まえ、南海トラフ地震の警備体制や予防対策計画などを追加、また、羽田空港の機能強化に伴い、羽田空港を離陸する一部の航空機が石油コンビナート上空を飛行することとなったため、必要な対策についての記載の追加等の修正

3 今回の修正について

(1) 主な修正内容（新旧対照_2025.4改_修正素案）

※表中の 1-4-2-3 等の記号は、現行の編-章-節-枝番を示す

ア 権限移譲に伴う関係機関の役割の見直し

p4	1-4-1 防災関係機関の実施責任	「関係市消防機関」の実施責任に、高圧ガス保安法及びに基づく指導を追加 <u>※水素社会推進法（高圧ガス保安法の特例に係る部分に限る）については、市における所管部署の整理および政省令の内容を踏まえ追加検討</u>
p4 ～ p6	1-4-2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	「県」が処理すべき事務から危険物、高圧ガスの保安管理の指導及び監督を削除し、特定事業所に対する防災活動に関する助言・指導を追加 「関係市消防機関」が処理すべき事務に高圧ガス関係施設の保安管理の指導及び監督を追加
p45	4-2-4 防災訓練の実施のリード文	「関係市消防機関」は、訓練シナリオの作成等について県に対し適宜必要な支援を行う旨を追加
p53 p54	5-1-1 本部連絡員の業務	「関係市消防機関」の本部連絡員の業務に、防災本部の事務局の業務の補佐を追加

イ 災害予防計画の取組の進捗を踏まえた時点修正

p36 ～ p39	4-1-1 事業所の保安管理の徹底	「3 地震・津波対策」について、消防法に基づく屋外タンク貯蔵所の「新基準」の適用猶予期間が R6.3 末に満了し、事業者の対応も完了見込みであるため記載を修正 危険物施設の風水害対策に係る消防庁通知を踏まえ、 「3 地震・津波対策」の後段に風水害対策を追加 4 風水害対策 風水害対策の推進については、「危険物施設の風水害対策の一層の推進について（消防庁危険物保安室長通知、令和 3 年 3 月 30 日消防危第 49 号）」等を踏まえ、規程類の整備及び必要な措置等を講じる。
-----------------	-------------------	---

ウ その他、表記の時点修正等

全般		県の「工業保安課」を「消防保安課」に修正
		表現の修正（例：「努めるものとする」を「努める」に修正）
v	用語の意義	「関係公共機関」に「ソフトバンク㈱」「楽天モバイル㈱」を追加
p3	1-3-2 特定事業所の処理すべき事務又は業務の大綱	「2 自衛防災組織の設置整備」を「2 自衛防災組織の設置・整備」に修正
p5 ～ p8	1-4-2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	「3 関係市」が処理すべき事務に毒劇物関係施設の保安管理の指導・監督を追加 「6 関係公共機関」の(13)にソフトバンク㈱及び楽天モバイル㈱を追加
p10	1-5-3-1 沿革	石油精製を行っている事業所数を時点修正
p11 ～ p16	1-5-4 特定事業所の現況	事業所数、面積、地区別特定事業所立地概況図等の時点修正（R6. 4. 1 時点の情報で整理）
p19	2-1-4 災害対策基本法に基づく災害対策本部等との関係	特別防災区域内の特定事業所等に対する武力攻撃災害等において、国民保護対策本部が設置された場合も同様とする旨を追加
p35	4 編「災害予防計画」リード文	近年の事故件数の推移等に係る記載を時点修正
p36	4-1-1-2 安全対策に関する取り組みの徹底	「リスクアセスメントガイドライン(ver1)」を ver2 に修正、その他表現の修正
p38	4-1-1-4 施設、設備等の高経年化対策	配管に係る対策として記載している「 <u>高圧ガス配管外面腐食検査に係る技術資料（平成 19 年 3 月神奈川県）</u> 」について令和 6 年度の改訂を追記
		タンク本体に係る対策として「 <u>特定屋外貯蔵タンクの側板の詳細点検に係るガイドラインについて（平成 25 年 3 月総務省消防庁）</u> 」に基づく点検を実施する旨を追記
p39	4-1-1-7 原子力災害に対する防災体制の整備	見出しの「原子力災害に対する緊急措置」を「原子力災害に対する防災体制の整備」に修正
p47	4-2-7-1 航空安全確保に関する措置	「川崎市総務企画局危機管理室」を「川崎市危機管理本部危機対策部」に修正
p77	5-7-1-1 交通の確保(4) 航路の障害	「 <u>県災害対策本部等</u> 」を「 <u>防災本部等</u> 」に修正 「 <u>開発保全道路</u> 」を「 <u>開発保全航路</u> 」に修正

	物除去	
p77	5-7-1-1 交通の確保 (5) 港湾及び漁港の応急復旧等	「県災害対策本部等」を「防災本部等」に修正
p79	5-7-2-5 緊急通行車両の確認手続 (2) 緊急通行車両	「災害対策課」を「危機管理対策課」に修正
p84	5-9 医療救護対策のリード文	「神奈川県医療救護計画」を「神奈川県保健医療救護計画」に修正
p85	5-9-2 川崎市の異常保護対策	「川崎医師会」となっているところを「川崎市医師会」に修正
p90	5-11-1 ○自衛隊への要請先及び救援活動に要した経費	「2 救急活動に要した経費」を「2 救援活動に要した経費」に修正
p96	6-1-2-2 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報	「マグニチュード 6.8 程度」を「マグニチュード 6.8」に修正 出典のガイドラインの名称を修正
p97		「巨大地震警戒」の情報の流れのイメージ図を修正
P99	6-2-1-1 地震防災応急計画等の作成	「(2) 計画等の内容」の「地震防災対策応急計画等」を「地震防災応急計画等」に修正

※本県は、令和 6 年度に地震被害想定調査を見直す予定であり、当計画に直ちに影響が出るか適宜確認する。

(2) 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

4 今後のスケジュール(予定)

R6. 8	検討会（書面開催）／修正素案を審議
R6. 8	幹事会（書面開催）／修正素案を審議
R6. 9	知事・副知事報告
R6. 9	常任委員会報告（パブコメ内容）
R6.10	パブリックコメント（修正素案）
R6.12	事務処理の特例に関する条例改定案の議会審議
R7. 2	常任委員会報告（パブコメ結果）
R7. 2	検討会（書面開催）／修正案を審議
R7. 2	幹事会（書面開催）／修正案を審議
R7. 3	神奈川県石油コンビナート等防災本部会議（書面開催）
R7. 4. 1	施行

(参考) 改訂に係る検討の経過

- R5. 10. 16 神奈川県石油コンビナート等防災対策検討会行政分化会 (第2回)
- R6. 2. 28 神奈川県石油コンビナート等防災対策検討会(第2回)【骨子案審議】
- R6. 3. 27 神奈川県石油コンビナート等防災本部幹事会【骨子案審議】
- R6. 7. 4 意見照会(修正に係る関係機関(幹事会・検討会において意見聴取した関係機関等は除く)あて)